

## 館林市文化会館Wi-Fi接続機器利用規約

### (目的)

第1条 館林市文化会館Wi-Fi接続機器利用規約（以下、「本規約」という。）館林市文化会館（以下、「当館」という。）が貸出するWi-Fi接続機器（以下、「接続機器」という。）とその接続機器を用いたインターネット接続サービス（以下、「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用者)

第2条 本規約でいう利用者とは、当館施設内において、接続機器を用いて本サービスを利用する者（以下、「利用者」という。）をいう。また、利用者は、本規約に同意したものとみなす。

### (サービスの内容)

第3条 利用者は、本サービスの利用により、インターネットへの接続をすることができる。  
2 本サービスの利用料は有料とする。

### (利用条件)

第4条 利用者は、本サービスの利用に際し「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令等を遵守しなければならない。  
2 本サービスに接続する端末等は、利用者の責任と負担において、利用者が用意するものとする。  
3 本サービスを利用するための端末等の設定および操作は利用者が行うものとする。  
4 本サービスへ接続する端末等のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。

### (遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。  
(1) 接続機器の設定変更を行わないこと。  
(2) 接続機器は、許可された施設内で利用することとし、外部への持ち出しをしないこと。  
(3) 使用目的を達成するためのみに利用し、不要な端末等の接続は行わないこと。  
(4) 破壊や故障につながる行為を行わないこと。  
(5) 他者による破損や盗難、危険行為等にさらされないよう適正管理に努めること。  
(6) 故障や破損、紛失した場合は、速やかに施設管理者へ報告すること。

### (禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
  - (2) 他者の財産やプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、他者に不利益や損害を与える行為、又は与えるおそれのある行為
  - (4) 誹謗中傷する行為
  - (5) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為
  - (6) 犯罪的行為、又はそのおそれのある行為
  - (7) 性風俗、宗教、政治に関する活動
  - (8) ユーザーIDやパスワードなどの認証情報を不正に使用する行為
  - (9) コンピュータウィルス等の有害なプログラムを提供する行為
  - (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定、又は不特定多数に大量にメール送信する行為
  - (11) ファイル共有ソフト等を使用し、大量のデータを送受信する行為
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為、又は当館が不適切と判断した行為
- 2 利用者が禁止事項を行うことによって他者に損害を生じさせた場合は、当該利用者の責任と費用負担で解決するものとし、当館は一切の責任を負わないものとする。

#### (利用資格の停止・取消)

第7条 利用者が次のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく直ちに当該利用を停止、若しくは取消することができるものとする。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約に違反した場合
- (3) その他利用者として当館が不適切と判断した場合

#### (免責)

第8条 当館は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 本サービスの提供に際し、利用者の通信機器等がコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、当館は一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 利用者が本サービスを利用しようとする通信機器の構成や設定等その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、当館は一切の責任を負わないものとする。
- 5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、当館は一切の責任を負わないものとする。
- 6 当館は、本サービスを通じて取得した情報を、利用状況調査や障害解析、サービス内容

の充実のために利用できるものとする。

- 7 当館は、本サービスの利用に関し、法令、又は政府、若しくは裁判所の指示等により利用者の個人情報の開示を請求された場合は、当該請求の範囲内において当該個人情報を開示することができるものとする。
- 8 当館は、利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更することができる。

(本規約の変更)

第9条 当館は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。

附 則

この規約は、令和6年1月25日から施行する。